

令和3年度 第2回 一宮市障害者自立支援協議会本会 議事録

開 催 令和4年2月7日（月）午後1時30分～2時40分

場 所 一宮市役所本庁舎14階1401大会議室

出席者 委員14人 代理出席者1人

運営会議メンバー10人 障害者相談支援センター相談員2人

障害者基幹相談支援センター相談員1人 事務局9人

1. あいさつ

- ・会長あいさつ
- ・議事録署名者の確認

2. 議題（1）個別支援会議（相談支援連絡会）の報告について

*事例

[対象者]・30代男性、女性（兄妹）、ともに知的障害

- ・家族構成：父との3人世帯

[状況]・養護学校（現特別支援学校）卒業後、日中活動事業所を利用

- ・母亡き後、母が騙されて借金の保証人になっていること、父にも多額の負債があることが判明
- ・父の認知機能の衰えが見られ、支援者が危機感を抱く

[対応]・世帯全体で成年後見制度を利用する必要性

- ・頼れる親族がおらず、市長申し立ての必要性

[課題]・成年後見センター必要性

- ・地域に対する障害者理解の必要性
- ・地域づくりの重要性

3. 議題（2）障害者基幹相談支援センター・虐待防止センターの活動報告について

○相談支援専門員：

障害者基幹相談支援センターの業務について報告します。センターでは大きく分けて次の5つの業務を行っています。今日は時間も限られているので、主だった部分を中心に紹介します。

まず、「総合的・専門的な相談支援」についてです。事業所等からの相談件数

についてまとめてみました。年々相談件数は増加傾向にあり、今年度に関しては200件を超える見通しとなっています。下に内訳が書いてありますが、事業所だけではなく、学校関係、医療機関、行政、弁護士など様々な方から多岐に渡る相談をいただいています。最近の傾向としては、ここ数年で新しく開所した相談支援事業所から福祉サービスやその他のことで問い合わせのケースが増えています。

次に、関係機関向け研修への講師派遣についてです。今年度は4月の豊橋市基幹相談支援センターとの交流に始まり、虐待防止など権利擁護に関する研修依頼が例年に比べて多かった印象です。これは、令和3年度の報酬改定において、障害者虐待防止のさらなる推進を目指し、運営基準にいくつかの変更点が出されましたが、その中で従業者への研修実施が令和4年度から義務化されることが背景にあるかと思えます。戻りますが、豊橋市基幹相談支援センターとの交流は、同じ中核市として共通した課題や悩みを共有する機会になり、有意義な交流ができたと感じています。

ここからは地域の相談支援体制についてです。相談支援連絡会の企画、運営や、野中式を使った事例検討会の実施、計画相談学習会の企画、運営を行っています。特別支援学校の先生方と相談員の交流、地域包括支援センターとの交流、相談支援従事者初任者研修のフォローアップなどを行っています。今年度から現任研修受講者のフォローアップも基幹相談支援センターの役割となり、実施しています。

次に、地域移行・地域定着支援についてです。現在、準備会と題して地域移行支援を行っている委託相談支援事業所と、市内の精神科病院に出席していただき、定期的に交流する機会を持っています。地域移行の一宮市版のマニュアルを作っていければと話し合っているところです。

最後に、これは厚生労働省で出されている基幹相談支援センターの役割についてのイメージ図です。基幹相談支援センターはこれらを基本としながら、地域の実情に応じて必要な業務を行っています。本日お伝えしたように時代の流れとともに、基幹相談支援センターの役割や業務も少しずつ変化している中で、何とか役割を果たせればと、時には圏域アドバイザーや主任相談支援専門員の方に助けをもらいながら、業務に当たっています。虐待防止センターの機能との両立など、様々な課題はありますが、今ある資源を活用して頑張っていければと思います。

○事務局：

資料29ページの障害者虐待に係る対応について報告します。①相談・通報・届け出件数についてです。令和2年度上半期、3年度上半期を比較しています。

令和3年度は養護者によるものは、18件から11件と減少しています。施設従事者によるものは、5人3件とありますが訂正させていただきます。7人5件となります。使用者虐待は0件で、合計16件となっています。

通報があった中で虐待と認められたものは、養護者によるものは3件、施設従事者によるものは1件でした。養護者虐待の通報は11件ありましたが、虐待ありと認められなかった8件についてです。養護者による虐待の場合は通報を受けた後、速やかに本人と虐待者に聞き取り調査を行います。虐待なしと判断したのが6件、その有無の確認ができなかったのが2件ありました。これらの事例は直接基幹相談支援センターで支援を継続したり、今後の相談機関として相談支援センターを紹介したりしています。

次に、②虐待と認められた事案の被虐待者の障害種別についてです。養護者による虐待と認められた3件は、知的障害が2件、精神障害が1件です。施設従事者による虐待と認められた1件については、知的障害者でした。③虐待と認められた事案の虐待種別についてです。養護者による虐待については、身体的虐待が3件、施設従事者による虐待については、身体的虐待が1件でした。

次に、④養護者による障害者虐待による状況についてです。虐待が認められた3件について、虐待した養護者は父1件、母1件、その他1件です。その他は障害者専用住宅職員が該当し、専用住宅は施設従事者に該当せず、養護者に位置付けられます。(2)、(3)の被虐待者の性別、年齢は記載の通りです。(4)虐待に対する対応状況は、虐待者と距離を取るよう助言はしていますが、分離した事例はありませんでした。

○会長：

障害者虐待に関して、昨年度に比べて通報件数は減ったということですが、こういったところから通報があったのでしょうか。

○事務局：

通報者ですが、養護者虐待11件のうち、本人1件、医療関係者1件、相談支援専門員5件、施設従事者1件、警察2件、その他は匿名ですが1件の合計11件です。施設従事者虐待5件の通報元としては、本人1件、該当される施設の管理者3件、他の施設従事者1件となります。

○会長：

ありがとうございました。そうするとかなり広範に色々なところから通報があるのですね。障害者虐待については周知が図られてきたといえるのでしょうか。

○事務局：

虐待通報を受け、その対応の度に各事業所で研修会を行ったり、あるいは先ほど報告のあった相談支援連絡会、各種部会、連絡会議等でも周知を進めている成果だと思われまます。

4. 議題（3）生活支援部会、子ども部会、就労支援部会、運営会議等の報告について

○生活支援部会長：

生活支援部会の活動報告をします。今年度も生活支援部会では、権利擁護、暮らしの場、セーフティネット、人材育成の4本に柱を中心に活動しています。この活動からそれぞれの部隊に分かれて活動しています。

①ヘルパー連絡会です。10月21日に障害者虐待防止研修を開催しました。ハイブリット形式で50名程の参加がありました。3月17日にはサービス支給量決定基準についての内容で開催する予定です。②人材確保プロジェクトでは、3月6日にi-ビルにて、いちのみや福祉ジョブフェスタを開催する予定となっています。今回は前回に行った音楽イベント等は一切無しで、就職活動のみで行いたいと思います。15団体の事業所の参加を予定しています。皆様のお手元にチラシを配布してありますので、周知の程、よろしくお願ひします。

③ホーム連絡会では、定期的にグループホームスタッフの研修と交流を行っています。11月16日には管理者、責任者、スタッフ等31名が参加して、虐待防止委員会の取組について研修を行いました。④警察プロジェクトです。2月18日に予定されていましたが、コロナ拡大のため中止となりました。⑤防災プロジェクトです。3月22日に危機管理課とのコラボで、福祉避難所の資材設営訓練を社会福祉法人コスモス福祉会「あすか」で開催する予定となっています。また、「わたしの災害対策ノート」を更新中となっています。ホームページで確認していただけるとありがたいです。

⑥行動援護サポートプロジェクトです。支援者向け、地域向け、保護者向けの3本で活動しています。支援者向けは1月7日、2月10日に「成人期発達障害スキルアップ研修事業」を活用します。地域向けには、地域での合理的配慮の小さな出来事というのを集めて、冊子を作成したいと考えています。⑦地域生活支援拠点プロジェクトです。相談、体験の場、緊急時の受け入れ・対応、人材育成、地域の体制作りの5つの機能の体制を官民協働で考え、整えていくことが大切だと考えています。これは来年度、力を入れていこうと課題の一つと思っています。

⑧支給量に関するプロジェクトです。今年度最も力を入れてきました。令和3年1月から福祉サービスの支給量の決定基準が施行され、現場が混乱したと

いう意見があり、相談支援事業所と連携して、アンケートを取りました。158件の回答がありました。この内容を集約し、意見書という形にし、先日障害福祉課と交流する時間をいただきました。基準が設定されたことで、ヘルパー支援の内容を改めて見直し、必要な部分への支援を精査することができたことで、障害者自身がサービスを受けることを自覚し、自立が促された等のメリットがあることを伝えました。

しかし一方で、希望する日常生活を送れなくなってしまった方々がいることも伝えました。障害福祉課からは運用後、変化があった部分、緊急性の高い場合での対応や、暫定期間の設定など、理由書の作成、受理や審査会での現状をお聞きしました。身体介護から重度訪問介護に切り替わってのケースについて、問題点である市内の重度訪問介護に対応するヘルパー事業所が少ないこと、ヘルパーの人材不足、また、日中一時支援事業所の不足の現状を伝え、市内の課題の一つとして受け止めていただきました。

放課後等デイサービス事業について、地域の現状や今後の見通し等の意見を出し合うことができました。親の高齢化に伴い、負担が大きくなる重度障害者の方の住まいの場の問題等、支給量決定基準が施行される前と現在の財政状況をお聞きし、生活支援が必要な障害者に確実にサービスを届けていくためにも、官民一体となって難局を乗り越えていく大切な時であることをお互いに認識できました。一宮市障害者自立支援協議会を通して、行政、相談員、障害福祉サービス事業所が共にその役割を理解して、一宮市の障害児者、その家族の方々にとって、住みやすい素敵な街になるように協力していく体制作りが大切と考えています。

○子ども部会長：

子ども部会の報告をします。一宮市の子どもを取り巻く状況やそれに関連する課題について、3つのグループに分かれてそれぞれで課題の洗い出しと検討を行ってきました。今年度の子ども部会のグループは資料4 1ページのとおりとなっています。

その中の一つ、放課後等デイサービス事業所連絡会では、事業所が提供するサービスの内容や支援者の質の向上を目的とし活動してきました。第3回の連絡会では、第1回より多い27事業所が参加する予定です。

普及啓発グループです。今年度は「一宮市 支援が必要な子どものためのサービスマップ」の修正に取り組んできました。保護者や支援者向けの講演会の企画、実施しました。講演会の内容は御覧の通りです。講演会後に行ったアンケートでは、子どもとの関わりや会話において、子どもの背後にある想いに気付くことが大切という講師の言葉がとても参考になったという感想が多く寄せ

られました。

児童発達支援センターは障害児通所支援の中核的な支援機関として、地域の事業所へのスーパーバイズやコンサルテーション機能を持つことが求められています。児童発達支援センターグループでは、児童発達支援を行う事業所の質の向上、連携の回り方について現在も検討中です。最後になりますが、今年度それぞれのグループの話し合いの中で、改めて浮かび上がった問題点が御覧の通りです。来年度はこれらの問題についても検討を深めていきたいと考えています。

○就労支援部会長：

就労支援部会の報告をします。就労支援部会の会議の進め方として、全体会議と二つの分科会で進めています。就労支援チームでは、主に障害者雇用の促進のための議論をしています。工賃向上チームでは、主に就労系福祉サービス事業所に通う障害者の工賃向上のための議論をしています。

まず、就労支援チームで協議した内容です。有効求人倍率、有効求人数ともに昨年度同時期と比べ、回復傾向にあります。障害者の就職件数も増加しています。就職フェア等、対面の就職イベントが開催されるようになってきたことが、回復に寄与していると思われれます。しかし、コロナ禍によって就職フェア等の対面の就職イベントの開催が困難となっているので、この先の見通しが立たないような状況になっています。

教育との連携といったところで、一宮特別支援学校へ就労支援部会から講師として出張授業に行きました。勉強会の開催です。就労支援機関同士でお互いに勉強しあうことで、就労支援機関の支援力の向上を目的に実施しています。

続いて、工賃向上チームで協議した内容です。福祉マルシェ i・愛・逢マーケットですが、毎月第3水・木曜日、名鉄一宮駅コンコースで開催しています。コロナ禍により、5月、6月、9月は中止せざるを得ませんでした。8月の売上が40万円台であったことを除き、10月、11月は売上が70万円に迫ることができました。また、12月には80万円台を記録しました。令和3年度より、新たに福祉マルシェに参加した事業所が3ヶ所あります。売り場の充実が売上の好調に繋がっていると感じています。また、地場の物ですが尾張の卵は浮野の卵と呼ばれていますが、そういった地場の物を使って魅力ある商品開発、売り場作りをしていくことで、各事業所が努力することとしています。

事業所内作業の新規開拓、情報共有をしています。コロナ禍で企業の経済活動が縮小した影響により、障害福祉サービス事業所の生産活動が不安定になっていましたが、ここに来て回復しています。ただし、バザー等の人が集まるイベントが中止になったことからイベント関係での売上を上げることができずに

います。その結果、各事業所の利用者に支払う工賃が低下していると思われます。

続きまして、全体で協議した内容です。就労支援機関マップですが、一宮市、稲沢市の就労支援機関を紹介するマップの更新を行いました。続いて、障害のある学生のお仕事体験「～ぞーな・で・ろーた 地域の輪～」という名前で活動しています。障害のある学生の職業体験を通じて、地域を育てることを目的とした取り組みとして行っています。障害のある学生の親御さんが主体となり活動しています。就労支援部会では側面的なサポートをしてきましたが、コロナ禍により活動休止状態となっていました。一時的にコロナが落ち着いていた時期があり、11月頃から活動を再開することができましたが、高齢者施設での清掃業務が多く、学生の方から色々なところで職業体験をしたいという希望があった訳ですが、そういった意味では多様性、ニーズを満たすような受け入れ先を準備できなかったというところがあるので、事業所の開拓を就労支援部会でサポートしていくことをしていました。活動が再開したのはいいのですが、コロナが再拡大してきましたので、また活動が休止状態となっています。

続いて、市内の就労継続支援 B 型事業所の状況調査についてです。就労支援機関マップの更新をしましたが、前回の更新から2年間の中で就労継続支援 B 型事業所が10ヶ所、新規開設している状況が分かりました。コロナ禍によって、事業所間の交流の機会が減ったこともあり、新規開設された事業所の実態把握が不十分に感じています。来年度は就労支援機関の実態調査を行い、その整理した情報を分析し、次回の障害福祉計画策定時に参考となるようなデータをこちらにお持ちしたいと思います。

○運営委員：

日中活動事業所連絡会議の報告をします。資料は47ページとなります。47ページはこれまで35回開催してきた中で、3ヶ月に1回このような方たちが集まって開催してきたということが記載してあります。一番下には通常参加している方たち以外で参加したことがあるメンバーを記載しました。協議会の中の他の部会や、運営会議の方に参加していただき、広がりもできました。

また、実習中の学生の方も引率してもらい、参加されることもありました。グループ別の交流をした時に、それが面白かったということで、その後実際に就職していただいたというありがたい事例もあります。それから市議員の方も参加したことがあります。たまたま施設見学でいらっしやり、通所施設を作ろうとしている方たちに教えてあげようということで、議員の方が連れてこられ、その時にこの連絡会議の話題になり、一度出てみてはどうかという話になりました。議員というのはたまたまだったと言えるかもしれませんが、そうい

った広がりがあります。

そういう意味ではこの連絡会議は何か関連付けて、しかも最近の開催方法はZoomなので、出てみようと思われた方が私まで連絡をいただいたり、意外と気軽に参加できる会議でもあります。32回から35回の開催方法は資料の通りとなります。この連絡会議の意義はどういうものかと振り返ってみました。

一つ目ですが、当初この会議ができた時から、学校を卒業した後、誰一人在宅者を出してはいけないという機運の中でできたということがあります。そういう中で、特別支援学校の先生方も含め、状況等を交流しています。そして、本当に卒業後の進路として事業所に通うことが決まった事例もあったという報告も出されました。

二つ目は、そういう交流をする中で、先ほども個別支援会議の報告がありましたが、個別支援会議というものがあるということや、障害者虐待防止に関すること等を基幹相談支援センターの方や相談支援事業所の方から色々と話をさせていただくので、地道に私たちの実践の質を高めていくことにつながっていると思います。

三つ目は、新型コロナウイルス感染症で大変な中で、皆さんどうやって凌いでいるかを交流したり、苦労を気持ちの上で共感したりするだけで、非常に有意義な場となっていると思います。運営上の振り返りを見てみると、Zoomで開催しようとする多量の失敗はいいものの、何とか切り盛りしないといけないということで、福祉総合相談室の方、基幹相談支援センターの方と連携しています。官民協働が前進していると思います。Zoom方式を色々と苦労してやっているところではありますが、進めていく上では今後コロナウイルスが収まってもいいところは活かしていければいいと思います。

○運営委員：

触法障害者支援連絡会議の報告をします。この会議は年3回開催しています。今年度は7月、12月に既に開催しています。3回目は3月7日を予定しています。

各会議、情報共有は必ず行うのですが、それ以外に議題を決め、7月の会議では名古屋少年鑑別所の取り組みについて、説明をしてもらいました。また、12月の会議では事例検討ということで、福祉と司法の両視点から専門性が高く、非常に幅広い活発な意見をいただくことができました。

今後ですが、触法障害者の方により近い立場で支援している保護司の方の参加を依頼することになりました。こうした触法障害者支援連絡会議ですが、触法障害者が保護施設や矯正施設等を退所、あるいは再犯してしまう現実の中、その支援についてこの連絡会議を通じて、ネットワークの構築を進めています。

司法、福祉、行政それぞれの立場からお互い顔の見える関係の中で、触法障害者の方の生活を共に考え、支援につなげていこうとしています。毎回20名を超える様々な立場の方に参加していただき、各々の立場での意見をいただきながら非常に意義ある会議になっていると思います。

○運営委員：

医療的ケアネットワーク会議の報告をします。資料50ページをご覧ください。医療的ケアネットワーク会議の位置づけは二つあり、一つは現場に関わる方たちの交流の場ということ、それからもう一つは、この地域で医療的ケアを受けている児者の方たちのケアの質の向上を目指しての協議の場ということがあります。ワーキングとしては三つのワーキングがあります。ナース交流会、うきうきプロジェクト、医療的ケア児等コーディネーターの交流会です。51ページには、交流の場としてこういったことをやっているということが載っているのでご覧ください。

それから協議の場としての活動になりますが、このネットワーク会議を中心に、一宮市で事業利用をしている重症心身障害児者と医療的ケア児者の方々への質問紙調査を開始するところです。また結果が出ましたら報告します。これは、在宅、施設入所者、重心、医ケアもということをやっていきます。

52ページをご覧ください。この法律は一般的に支援法と言われますが、昨年の9月に施行されました。国、地方公共団体、保育所、学校などによる支援措置というのがあります。この中には保育所や学校のことが出てくるので、この点については後で触れます。それから、医療的ケア児支援センターとあります。各都道府県に設置の義務があります。愛知県には基幹の支援センターが一つ、地域の支援センターが六つできます。この地域は一宮市と稲沢市が圏域となって、コーディネーターの方々と協力しながらやっていくことになると思います。この支援法に絡んで、下のスライドになりますが、支援法の内容を理解してもらおうということで、3月12日にシンポジウムを行います。多くの方々が参加していただけるといいと思います。

それから53ページです。前回の本会でも話を出しました。一宮市の障害者福祉の課題という観点から、自立支援協議会として後でまとめるとありますが、医療的ケアネットワーク会議から出したのは二点あります。一つ目は、訪問看護が医療的ケアのために市立以外の保育園や学校に入ることのできる仕組みがありません。市立の保育園や学校には市の看護師が入っていただけになりました。すごい進歩です。ぜひとも私立にもお願いしたいです。二つ目は、医療依存度の高い医療的ケアを受けている者、先ほどを少し話がありましたが、特別支援学校を卒業された成人の方々が昼間に生活する場所がなかなか見つか

らなくて、生活介護事業所は医療依存度が高いとなかなか受け入れるのが難しい点があります。この件についても、一宮市でいい方向へ向かったらいいと思います。

○事務局：

資料54ページ、令和3年運営会議後半報告について説明します。まず、1運営会議実績についてです。前回の本会議での報告以降、7月から12月までの実績については資料記載のとおりです。9月は緊急事態宣言により中止しています。運営会議では主に個別支援会議報告、部会、連絡会報告、基幹相談支援センター報告について協議、検討を重ねています。本資料1ページから20ページに令和2年度分の個別支援会議の運営会議としての分析をまとめています。

次に、2運営会議で抽出された主要課題についてです。各部会、連絡会議報告を受け、運営会議として主要課題として本会に報告申し上げる事項の議論と抽出がされています。その抽出後、各部会長、連絡会議長により集約されたのが資料54ページ下段からの、生活支援部会、55ページから子ども部会、医療的ケアネットワーク会議、日中活動事業所連絡会議、そして56ページの触法障害者支援連絡会議の5つの部会、連絡会議からの報告について、さらに運営会議として主要課題として抽出しています。内容については時間の都合により、記載のとおり書面での報告とします。

5. 議題（4）第2次一宮市障害者基本計画の進捗状況等について

○事務局：

57ページをご覧ください。第2次一宮市障害者基本計画は、平成28年度から令和2年度の計画でした。資料の57ページから61ページまでが、施策の取り組み内容の一覧となっています。なお、担当課名については、令和3年度に組織再編がありましたが、令和2年度当時のままとなっています。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響も大きく、特にイベント、催し物の開催については苦慮したところですが、そのような中でも、一宮市社会福祉協議会においてボッチャの体験交流会や、商工観光課においてハローワークと連携して障害者を対象とした合同企業説明会を開催するなど、感染防止対策を十分とった上で、できる範囲での取り組みを進めることができたと考えています。

では次に、第5期一宮市障害福祉計画及び第1期一宮市障害児福祉計画の進捗状況について、説明します。こちらは、平成30年度から令和2年度までの3年間の計画でした。成果目標として5つありますので、順に報告します。ま

ず、62ページの、1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」についてです。

①「施設入所者の地域生活への移行」の目標値20人に対して、令和2年度末までの実績は6人となっています。②「施設入所者の削減」は、令和2年度末までの施設入所者は203人であり、平成28年度末時点の212人からの削減数は9人となっています。現計画である第6期一宮市障害福祉計画及び第2期一宮市障害児福祉計画においても、同様に成果目標として設定しており、今後も地域への移行の促進のため、グループホームの整備などを進めていく必要があると考えられます。

次に、63ページをご覧ください。2「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」としては、引き続き保健、医療、福祉関係者による協議の場を、自立支援協議会の場を活用し設置できるよう検討しました。令和3年度に中核市に移行した際、保健所の精神保健福祉の機能を福祉部に統合し、福祉総合相談室を設置しました。そのため、関係機関との連携を強化して、障害福祉の包括的な支援体制が充実すれば、精神障害にも対応した地域包括ケアへの対応もできる状況となりました。

次に、64ページをご覧ください。3「地域生活支援拠点等の整備」としては、地域生活支援拠点等の機能を継続して実施しており、現計画においても、「地域生活支援拠点等の機能の充実」として引き継いでいます。「体験の機会・場の提供」や「地域の体制づくり」など、より充実していきたいと考えています。

65ページへ移ります。4「福祉施設から一般就労への移行等」をご覧ください。令和2年度は①から④のうち、①を除く3つは目標値をクリアしている状況です。①についても昨年度比では増加に転じています。一時的な増加、あるいは達成にとどまらないよう、今後も一般就労への移行促進のため、就労支援サービスの充実が必要と考えています。

最後に、66ページをご覧ください。5「障害児支援の提供体制の整備等」のうち、①「児童発達支援センター」については、令和2年7月に、市内で2ヶ所目の児童発達支援センターまーぶるの森が開設され、複数化を実現することができました。以上、障害者基本計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の令和2年度の進捗状況について、説明させていただきました。現計画の成果目標としては、旧計画の2番を除く4つの成果目標を引き継ぎ、「相談支援体制の充実・強化」と「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」を加えた6項目を設定しています。こちらの進捗状況はまた来年度以降の本会にてご報告できればと思います。引き続き、それぞれの施策に取り組んでいきますので、よろしく申し上げます。

○本会委員：

この会に参加するのは初めてなので論点がずれているかもしれませんが、生活支援部会の活動報告の中で、36ページの⑦地域生活拠点プロジェクトがあります。その中の③緊急時の受け入れ・対応と書いてあります。どのようなものをイメージしているのか教えていただきたいと思います。

○生活支援部会長：

例えば、在宅の方で親御さんが急に入院になってしまった、ご不幸が起きた時に障害のある方が、どこにも親戚等がなかったり、泊るところがなかったりする場合に、その利用者の方を緊急に短期入所で利用し、対応させていただくことや、ヘルパーを派遣し、自宅で対応させていただくこととなります。

○本会委員：

ありがとうございます。警察では、心身の障害を持っている方たちを保護することが度々あります。その時に保護者の方が具体的にみえれば、その方に引き渡すのですが、みえないことがたくさんあります。保健所や福祉総合相談室の方に協力していただき、通院につなげることや、診察につなげることを色々とやっただいていますが、自傷他害の恐れがない、暴れていない場合だと病院は診てくれません。しかし、我々も医者ではないので、一人で帰すこともすごく不安です。そういった場合も対応してもらえるのでしょうか。土日や深夜という場合もあります。

○生活支援部会長：

ここが一宮市の課題でもあると思います。一宮市の中では短期入所や入所施設、相談支援事業所が整っています。連携は事業所ごとにやられていますが、その仕組み作りがまだまだ整っていないのではないかと考えています。

生活支援部会のプロジェクトで、警察プロジェクトという取り組みを行っています。地域で安心して暮らすためにお巡りさんと考える企画ということで、その方たちの障害特性、背景等を何となく知っていただけるといいというものです。警察の方と一緒に地域で障害のある方を支えていくという形になったらいいなという思いで始めたプロジェクトです。警察の方々と事業所の方々が、自立支援協議会を通してつながりができるといいと思います。

○本会委員：

このプロジェクト自体は素晴らしいものだと思いますが、我々警察官の役割というのは、治安維持、犯罪抑止があります。障害者の方の生命ももちろん守らなければなりません。先ほども言ったように我々は医師ではないので、一

且保護しますが、やはりその後みられるところが確立されれば、もっと警察官が犯罪捜査、犯罪抑止のための活動ができると思いますので、何卒お願いしたいと思います。当直でも一人こういった方を保護すると、朝までかかってしまうとか、そういうこともたくさんあります。そのあたりをみていただくと、本当に助かります。今後整えられることをお願いしたいと思います。

○会長：

ちなみにですが、例えば警察で障害のある方を保護した場合、どこに移送するのですか。児童虐待の場合だと、児童相談所に身柄付きで連れていきますが、障害のある方だとどうなるのでしょうか。

○本会委員：

色々な血縁関係や元上司、現在の会社の上司の方などに協力をいただいている場合があります。

○事務局：

福祉総合相談室から今の件について補足します。生活支援部会で話をしている緊急時というのは、養護を必要とする障害者の方が、養護者が不在になってしまうことを緊急時と捉えています。障害者の方自身が病状であったり、不安定さによって、他害をしている状況を緊急時としては捉えていません。まずそこに違いがあると思います。精神障害の方が精神症状によって、自傷他害の行為がある場合に警察のほうに通報が行き、それを私共に連絡をいただく経過の中で、措置に至る場合もあれば、至らない場合もあることに警察の方はお困りだというふうに思います。こちらの自立支援協議会の生活支援部会では、そちらについての検討を直接的に行っていないので、分けて考えていただけたらと思います。

○本会委員：

ということは、緊急時の受け入れ対応というのは、我々が望んでいるのとは少し違うということですね。

○生活支援部会長：

この生活支援拠点プロジェクトの中には、その範囲は入りませんが、今話された課題は、大きなことだと思います。この課題をどこで話し合うべきかということになりますが、折角意見をいただいたので、持ち帰って自立支援協議会で話し合っていきたいと思います。

6. 議題（5）その他

○事務局：

報告と連絡が一点ずつあります。まず、例年1月に開催しています障害者の理解啓発講演会について、一宮市と包括連携協定を締結している、あいおいニッセイ同和損保株式会社の協力のもと、所属選手である白砂匠庸氏をお迎えし、1月16日、日曜日に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を鑑み、中止としました。白砂氏は陸上、やり投げの選手として東京パラリンピックに出場、6位入賞された方です。昨年、東京パラリンピック大会が開催されたところで、タイムリーに当事者の話を聞く機会でしたが、参加者やスタッフの安全を考え、中止したものです。

最後に、もう1点連絡します。こちらの本会については、委員の任期が今年5月31日までとなっており、令和4年6月から2年間、新たな任期での委嘱をさせていただく予定です。委員の推薦をいただいている団体等についても、4月以降になる予定ですが、こちらから文書をお送りさせていただいた際は、お手数をおかけいたしますが、どうぞご協力をお願いいたします。来年度につきましても、本会は年2回、開催の予定です。日程が近くなりましたら事務局から案内をさせていただきます。よろしくお願いたします。